

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和3年6月19日 07時00分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県 <small>い</small> 壱岐市 <small>わかみや</small> 若宮島北東岸 若宮灯台から真方位095° 430m付近 (概位 北緯33° 52.1' 東経129° 41.5') |
| 事故の概要 | 漁船 <small>すず</small> 鈴丸は、南南西進中、岩礁に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年10月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 鈴丸、19トン NS2-15768（漁船登録番号）、個人所有 第290-47089号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船首部船底外板に破口、船底外板及び船底キールに擦過傷、シューピースに破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、船長が操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、甲板員2人が船体後部の船員室で漁具の作成作業を行い、レーダー2台及びGPSプロッターを作動し、壱岐市勝本港に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、針路を若宮島に向く、約205～210°に定めて自動操舵とし、約10.5ノットの対地速力で同島北東方沖を南南西進中、考え事をしながら航行を続けていたところ、変針予定場所を通過し、本船が若宮島北東岸の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が衝撃を感じて乗り揚げたことに気付き、損傷状況を確認した後、海上保安庁に本事故の発生を通報することなく、機関を後進として離礁し、自力航行で勝本港に帰港した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.1m、船尾約1.2mであった。</p> |
| 分析 | <p>本船は、自動操舵で南南西進中、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中の船長が、考え事をしながら、変針予定場所を通過し、同じ針路で航行を続けたことから、若宮島北東岸に接近し、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、考え事をしている注意力が散漫になっていたことから、変針予定場所を通過したことに気付かなかったものと考えられる。</p> |
| 原因 | 本事故は、本船が自動操舵で南南西進中、椅子に腰を掛けた姿勢で |

| | |
|--------------|--|
| | <p>操船中の船長が、考え事をしながら、変針予定場所を通過し、同じ針路で航行を続けたため、若宮島北東岸に接近し、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、考え事などを行わず、操船に集中し、また、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位を確認すること。・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。 |